



# 弁護士による鬼怒川水害被災者への説明会 国家賠償法による裁判について

時事通信社

▲鬼怒川

写真は <http://www.huffingtonpost.jp/2016/09/08/joso-kinugawa-flood> から

## 鬼怒川水害被災者への

**説 明 会** 開催

2017年12月17日(日)

■午前10時～12時  
石下総合福祉センター

常総市新石下 4365  
電話 0297-30-8555

■午後1時30分～3時30分  
水海道生涯学習センター

常総市水海道天満町 4684  
電話 0297-22-1111

2015年9月に起きた鬼怒川の氾濫はすさまじい被害をもたらしました。今も多くの方々がこの水害の後遺症に苦しんでいます。

鬼怒川水害は行政の過ちによるところが多く、とりわけ、河川管理者である国土交通省の責任は重大です。

水害訴訟の経験がある弁護士を含む6人の弁護士がこの鬼怒川水害の原因と責任を究明するプロジェクトに取り組んでいます。

この度、国土交通省の責任を求める訴訟を行うことを企図して、左記のとおり、弁護士らによる水害被災者を対象にした説明会を開きます。

国家賠償法による提訴は来年9月9日が期限になっていますので、準備をすみやかに進める必要があります。

この訴訟を大きな輪に広げていくため、鬼怒川水害の被災者の方、支援者の方は是非、ご参加くださるよう、お願いいたします。

連絡先 坂本博之法律事務所 弁護士 坂本博之  
電話 029-851-5580 FAX. 029-851-5586  
〒305-0051 茨城県つくば市二の宮 2-7-20 1階  
(受付時間 9:30～17:30)